

泉州入会紛争志

大越 勝秋

一、泉州多奈川山郷における軽い入会紛争

(1) 入会山

和泉地方における入会山と山郷の分布については、昭和四〇（一九六五）年四月二日の日本地理学会に報告した（図1）。

(2) 山郷

入会山はその所有形態から大別すると、(a)単独の村落が入会山を所有するもの、(b)二か村以上の村落が入会山を所有するもの、の二種類となる。二か村以上の村落が結合して、入会山を用益するとき、それらの村々は山郷と呼ばれる。

学会に報告後、古文書などによる調査の結果、若干の補正の要を生じ、拙書「宮座―和泉地方における総合的研究―」の中に収載し補訂した（図2）。

(3) 泉南郡岬町多奈川地区における入会山

岬町は大阪府の南西端、和泉山脈をもって和歌山県に隣接している。現在、山郷はみられない。入会山が大字別に存在している。岬町の区域のうち、旧多奈川地区の入会山について触れることにした。

谷川

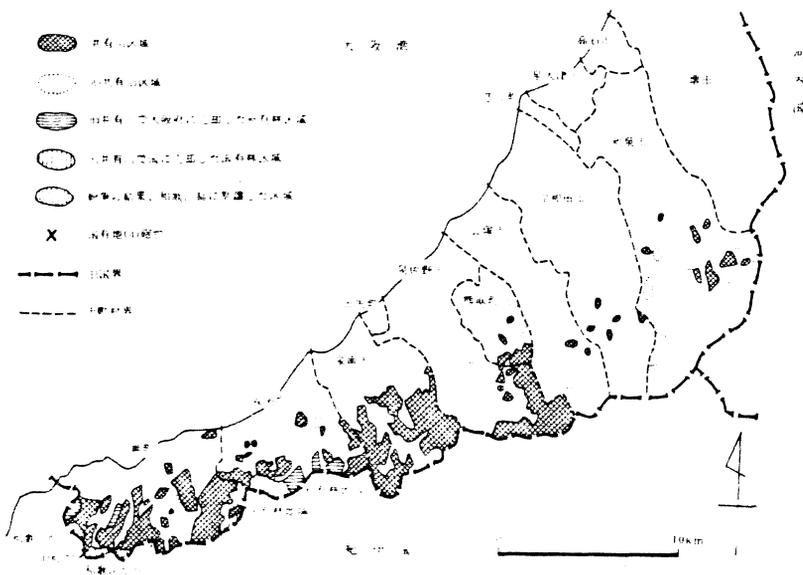


図1. 和泉地方における共有山の分布

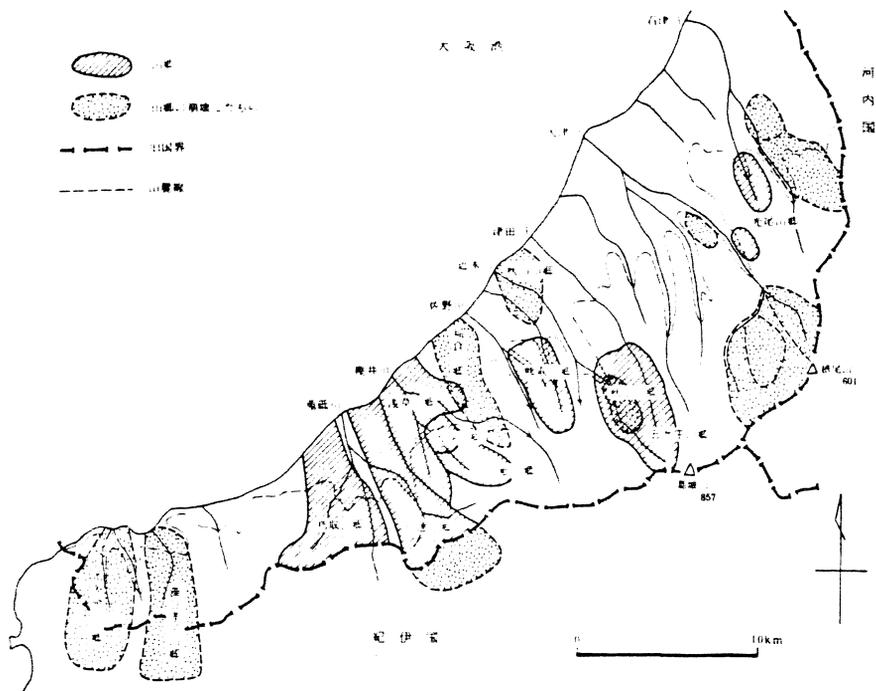


図2 和泉地方における山郷の分布



図3 大阪府泉南郡岬町における入会山分布と多奈川山郷

大字谷川三三四八番地の一 一八二町二段六歩

〃 〃 の四 二二町

〃 〃 三三四九番地の三 二町

〃 〃 三三五〇番地の三 一五町八畝一歩

〃 〃 三三五一番地の一 五二町一段四畝

〃 〃 三三五一番地の四 五町三段

西畑

大字西畑一五九五番地の四 四町五段六畝八歩

〃 〃 一五九五番地の一六 一町四段四畝

東畑

大字東畑字東山三三五一番地の二 四二町五段六畝

〃 〃 字東山三三三二番地 四〇町

谷川は谷川財産区が管理し、共有山委員長一人、会計一人、委員五人からなる。任期は四年、岬町議会の推薦により岬町長が委嘱している。国有林が六町歩、府有林が四〇町歩ある。府有林は五〇年年期、府と谷川との分収率は六対四となっている。谷川財産区共有林は二三二町ある。松・杉・檜はいけませんが、その他の柴は町民の自由となっている。造林は収益金で入会金を管理している。

東畑は東畑森林会が入会金を管理している。会長一人・理事四人・監事三人・会計一人の役員が選挙により選出される。東畑住民全部に権利があり、移転したら失格することとなっている。松・杉などの植林した樹木は採取禁止となり、雑木（山桃・桜・柿・楠・どんぐり以外）の採取は自由となっている。松茸は毎年お盆に入札している。開墾は規定があり、規定により一人当一反歩を限度として

貸付けている。地疋・造林は女子も入れ村人の奉仕により行っている。林道の修理は部落で、入会山の利益によって行っている。規約違反者には内規により制裁を加える。放火・刑法制裁をうけたものは失格者としている。公租は入会山の収益金より出している。

(4) 多奈川山郷

前述のように現在は山郷はみられない。大字別に財産区・森林会のような形で入会山が管理されている。しかし東畑共有文書一七〇七（宝永四）年八月作製の入会林野絵図をみると、近世における泉州多奈川山郷は

泉州側：日根郡谷川村・東畑村・西畑村（現在泉南郡岬町）

の三か村

紀州側：海士郡木本村・山下村・芝村・小道村・西庄村・新田村ほか一か村の計七か村（現在和歌山市）

からなつて、紀州側は野山下請として毎年一〇石四斗三升を谷川村へ納め、野山立合、柴草刈をなしてきた。これらを多奈川山郷と名づけて呼ぶことにした。

(5) 入会紛争事件の概要

一七〇七（宝永四）年四月、泉州日根郡東畑村・西畑村の古林・田地の垣代の人間の高さほどの永荒場にできた竹木を紀州側七か村が入込み伐取った。そこで泉州東畑村・西畑村が紀州奉行へ訴訟甲上げたいとして、先ず紀州大庄屋高橋重太夫（松江村）方へ書面を差出したのである。高橋重太夫は泉州山中村土生喜左衛門方に参られ、さらに泉州大庄屋山中庄兵衛方へ参られ、紀州七か村より西畑村の竹木を伐取ったことは考え違ひであった。ついでには伐取った場

所を前々通り林にいたし、内々で相済申すようにされたいと申された。

ついで山中庄兵衛・川村庄八（淡輪村大庄屋）方から両畑村へ伝言した結果、得心をすることとなった。

(6) 和談・方見石・方見帳・入会林野絵図面の作成

「和談双方立合：…委細方見をもって縄を引き相改」とある。方見石の上で磁石を用いて方角をはかり、方見帳に記し置いた。

東境：…泉州深日村・孝子村峯通水流

限南西：…紀泉の境峯通水流

限北：…谷川村内山野田之谷、石投古佐・加尾より、やくま山之

南峯・東畑村三味山之南峯通

入会林野絵図面（横一四三センチ、縦一四〇・三センチ）を作製した。紀州七か村は自今以後、西畑村の林の竹木を伐取らない。また野山立合山へ両畑村から無断で進入してきたが、今後は少しもはえ出し申間敷候と裏書連判した。

箱作村大庄屋	山中	庄兵衛	印
淡輪村	川村	庄八	印
山中村	土生	喜左衛門	印
海士郡 雑賀 大庄屋	中村	才助	印
松江	高橋	重太夫	印
谷川村庄屋	市左衛門		印
"	治兵衛		印
"	勘七		印
東畑村庄屋	忠三郎		印

西畑村庄屋 孫太夫 印

半兵衛 印

木本村庄屋 安之丞 印

西庄村 弥市郎 印

小屋村 六右衛門 印

新田村 吉太夫 印

入会林野絵図は入会紛争のあるところ何処にでもあるといつてよい。泉南郡岬町の民有林には「さいめ石」がおかれている。入会山には方見石をおいて方角を磁石ではかり方見帳に記している。入会林野絵図作成方法を示している点で興味深い。

(7) 山郷と大庄屋

近世における村役人の一人として庄屋があるほか大庄屋がみられる。多奈川山郷における入会紛争で紀州藩の山奉行に訴える前に、入会山・宮座・用水・漁業権のような二か村以上、いいかえると郷村に関する問題がおこるとその間に立会い斡旋解決につとめるのが大庄屋の役割とみられる。多奈川山郷における入会紛争に紀州側・泉州側とも大庄屋の活躍がみられる。

二、いなへりやま稲倉山郷と鶴原村

(1) 稲倉山郷における入会慣行と特殊慣行

稲倉山は和泉国日根郡日根野村にあった野山である。現在の泉佐野市日根野の稲倉池村近にあり、小富士山は海拔二六〇メートルある。台帳の面積九九・一八ヘクタール（一〇八町）、実測二八二・二三八ヘクタール（二八四町六段）。古くは日根郡日根野村・長滝村

・佐野村(町)・旧北中通村のうち中庄村・上瓦屋村・下瓦屋村の六か村の入会山をなした。この六か村を稲倉山郷と称し、旧北中通村でも旧鶴原村(陸方・浦方とある)は稲倉山郷に入らない。

稲倉山郷の村々は一定の山年貢を納め、松・杉・檜以外柴は自由に伐採することができたし、下草刈もなしてきた。現在と異なり、近世から近代にかけて家の燃料は山から供給され、牛の飼料や田畑の肥料は入会山などの下草を刈ってあてがわれていた。すべて自給自足の経済であったから村では入会山は重要な役目をなしてきた。

山郷の各村の松茸は九月一六日に入札競売に付して、彼岸すぎの一〇月一ばい入山を禁止してきた。利益は町や村で処分する。造林は日役ひやくといって村中各戸から出て苗木をもらって植え付け、林道の

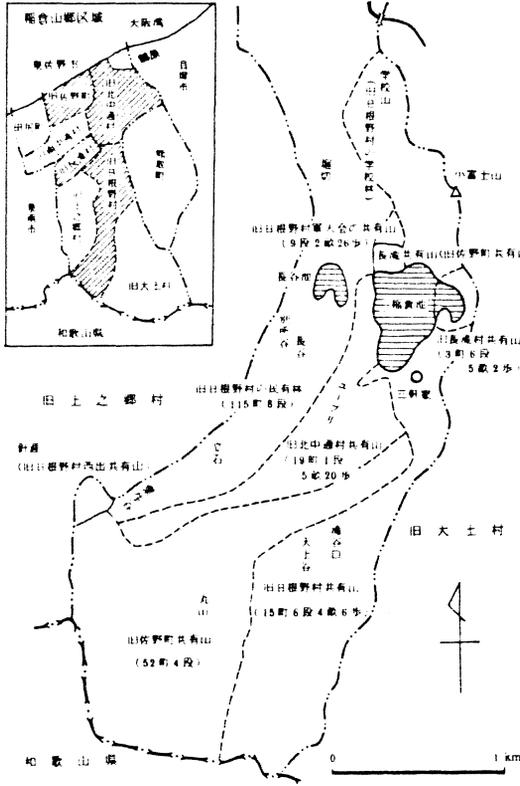


図 4. 泉佐野市稲倉山の入会山分割図

修理は大阪府の補助金と地元の負担金を合計した経費で行なった。特殊慣行として松茸市があった。稲倉山郷に隣接して字別所谷、字長谷付近は日根野の古くからの私有林で一一四・八四ヘクタール(一一五町八段)ほどある。この地区の松茸はその山の所有者は自由にとることはできない。つまり松茸の管理は日根野村の各字から出た七人づつの山世話人がなし、九月一六日に旧日根野村役場で、日根野村全体の松茸といっしょに入札競売し、山の所有者は代金を山世話人に渡し、林道の修理維持費にあてるならわしである。その年、金があまれば残金として山の所有者に返した。終戦後、この松茸市は行なわれていない。自分の所有の山林内の松茸は所有者が自由に処分したいとの要望もあったが、この特殊慣行は長くつづいた。

(2) 稲倉山分割後の入会面積

稲倉山入会山は旧日根野村ほか五か村の稲倉山郷の共有であったのが、何時山郷が解体したのであろうか。私が調査したのは昭和二五年で史料もなく、わからなかった。解体した入会山の面積について触れることにしたい。

- ユーブリを中心とした旧北中通村共有山 一九町一段五畝二〇歩
- その後東洋紡へ売却
- 丸山を中心とした旧佐野町共有山 五二反四段
- 長滝山を中心とした旧長滝村共有山 三町六段
- 天上谷・滝谷口・花折を中心とした旧日根野村共有山 一五町六段

昭和二九年旧日根野村は泉佐野市へ合併、合併後売却

学校山を中心とした旧日根野の学校林 三町二段一畝一三歩 小

中学校を建築するため売却、私有林となる。

軍人会山 九段二畝二六歩 在郷軍人会が下草植栽をしてきたが、

終戦後私有林となる。

針漕を中心とした旧日根野村西手共有林 一町歩

長滝山 長滝地区所有 三町六段 もと旧佐野町の所有であった

東池のあたりが長滝山であったのを、昭和一七年一二月工事に着手し、昭和二五年本格的な工事を開始し、昭和三二年四月完成した稲倉池のため、旧佐野町と交換した。

現在、稲倉山郷は旧町村別に分割され、共有山に売却されて稲倉池の保安林、旧日根野村西出共有山が残るほかは解体して、その姿をとどめていない現況である。

(3) 稲倉山入会紛争経過

この根本資料は自家文書であろうと考えられるが見ることができなかつたので、北中通村役場発行（相沢正彦氏執筆）にかかる北中通村誌に収載された史料によって、北中通村鶴原（ここでは鶴原村という）と稲倉山郷との間の入会紛争経過をのべてみることにする。

一八六三（文久三亥）年一二月九日に鶴原村陸方の者が日根野村稲倉山へ下草刈取に入った。佐野・長滝二村民が発見した。申合せにより器具衣類を没収して鶴原村民を追い返した。鶴原村庄屋は日根野村の大庄屋目源六と話合ったがまともまらない。右山道具衣類を返してもらいたいと同年一二月一八日岸和田藩の山奉行に訴えた。

翌一八六四（元治元甲子）年二月に鶴原村浦陸の役人たちが岸和

田藩山奉行に嘆願書を提出した。その嘆願書の内容は、①稲倉山は日根野村・長滝村・佐野村・下瓦屋村・上瓦屋村・中庄村と鶴原村浦陸七か村の立合で下草を刈取ってきたこと、②その後、鶴原村（浦陸）は柴刈・下草刈に行かなくなったこと、③しかし山年貢は納めている。いままで通り稲倉山入会権利があることを主張したものであった。鶴原村は立入権をもってしたが、支配所相互の間に争いがあったり立入を中絶したもので、山年貢を納めていることが、稲倉山の入会権があることの根拠としたものである。

岸和田藩山奉行は、その申出によって日根野村ほか稲倉山郷の庄屋・年寄の關係者に対して意見を徴するところがあった。これに対して一八六四（元治元甲子）年三月に一鶴原村之義全山郷に而者無御座候一向後鶴原村より稲倉山へ入込不申候様ニしていただいたと強硬な意見をもって対抗してきたのである。

ところが鶴原村は同年四月晦日、岸和田藩山奉行に山郷の村々に対する抗議を提出し、山年貢を納めている關係から鶴原村は稲倉山郷に相違ない旨を主張して屈しない。そこで山奉行は鶴原村の抗議に基づいて意見を日根野村ほか稲倉山郷の村々の關係者に徴するところがあつた。

同（元治元甲子）年一〇月一〇日に稲倉山郷の庄屋・年寄は鶴原村が山年貢を納めているといっているのは、鶴原村にある山林の分で稲倉山と關係のあるものでない。山年貢は鶴原村で新しく開墾された土地に対する山年貢であること、また稲倉山の経費についても鶴原村が負担してきていないことは、鶴原村が稲倉山郷でない証拠である。また稲倉山は六〇年以前に稲倉山郷と土丸村（現在泉佐野

(市)、七年前に稲倉山郷と瓦屋村との争いがあったとき、鶴原村は山郷でなく、争いの経費もかけていないし、相談会合にも出席していないところから、鶴原村は稲倉山に立入らないようにしてもらいたい旨、山奉行に書面をもって返答をしたのである。

その後、山郷の關係の村々で古い記録を記べたところ、日根野村大庄屋目源六方で、

字猿子畑ト申所ニ付 稲倉山郷と土丸村と差合之義有之候節

取調人 熊取谷

天和三癸亥八月 左太夫

鶴原村

庄左エ門

安松村

喜左エ門

此時之造用割

高百石ニ付 銀四拾疋匁宛掛ル

其節も鶴原村は右山郷組合之内ニ無御座候 (以下省略)

の記録が発見された。一六八三(天和三癸亥)年の稲倉山郷と土丸村との山論においては、鶴原村は熊取谷・安松村とともに第三者(取調人)として關係し、稲倉山入会紛争事件の経費の分担にも關係していないことが明白となった。鶴原村が稲倉山入会山に立入を認めよとの主張はここに破れ、入会紛争も一件落着をみることになった。

稲倉山文久三年の入会紛争において、入会關係の絵図面は残っていないので見ることはできない。鶴原村が稲倉山郷を相手とするものであるので大庄屋が話合いをし、交渉が埒あかないので、岸和田藩

山奉行に鶴原村は訴えたのである。山郷でないという証拠書類を提出されて鶴原村は破れたのである。

△訂正▽

前号、八六号一五ページの図1のタイトル「定杭の形式分類(伊藤安男原図)」を、「上勝町の旧村」とする。

以上、編集の不手際をお詫びし、前記のように訂正させていただきました。
(会報編集委員会)